

産業構造審議会 活動報告書

令和 7 年 7 月 29 日

目 次

I 活動概要

現在の組織	3
開催状況	3
答申・報告書等	3

II 組織の変更

組織図	5
-----	---

III 答申・報告書等

審査品質管理小委員会	7
通商貿易分科会	8
不公正貿易政策・措置調査小委員会	10
イノベーション小委員会	11
流通小委員会	12
伝統的工芸品指定小委員会	13
化学物質政策小委員会	14
経済産業政策新機軸部会	15
事業再構築小委員会	17
価値創造経営小委員会	18
経営力向上部会	20

I 活動概要

活動概要

本活動報告書は、令和6年7月から令和7年6月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

活動報告書は、令和7年7月1日以降の組織図に合わせて記載している。

現在の組織

産業構造審議会は令和6年7月から令和7年6月にかけて、4つの小委員会を設置、1つの小委員会を廃止し、7つのワーキンググループを新設、2つのワーキンググループを廃止し、令和7年6月末現在、3の部会、7の分科会、44の小委員会、24のワーキンググループによって構成されている。

開催状況

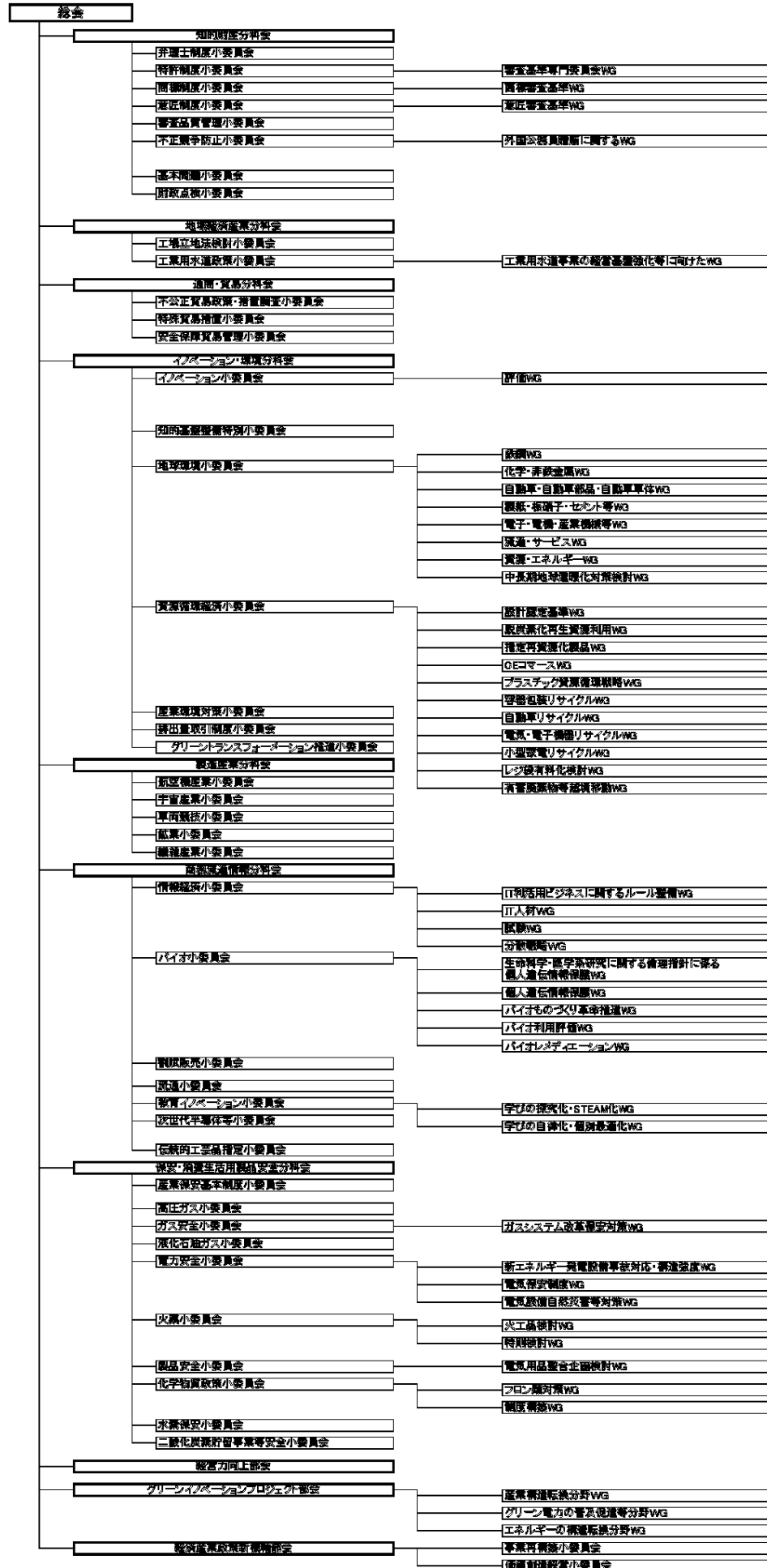
令和6年7月から令和7年6月にかけて、総会1回、部会8回、分科会10回、小委員会71回、ワーキンググループ58回、総計148回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

答申・報告書等

令和6年7月から令和7年6月にかけて、総計11件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。

Ⅱ 組織の変遷

産業構造審議会 新組織図（令和7年7月1日～）



Ⅲ 答申・報告書等

「令和6年度審査品質管理小委員会報告書」

審査品質管理小委員会（令和7年3月）

報告書の概要

令和6年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価し、改善点についての検討を行った結果を報告書として取りまとめた。

（1）特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁における審査品質管理の取組の概要をまとめた。

（2）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、本小委員会で策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」に基づいて行い、その結果を取りまとめた。

（3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議し、本小委員会の改善提言として取りまとめた。

「通商戦略 2025」

通商貿易分科会（令和 7 年 6 月）

戦略の概要

令和 7 年 4 月から同年 6 月にかけて、第 12 回及び 13 回通商・貿易分科会を開催し、昨今の国際情勢を踏まえた、国際経済秩序の再構築等に関する課題について、議論を実施。

国際経済秩序の揺らぎへの対応、保護主義が進む中での自律性・不可欠性の確保といった要請に応えつつ、グローバルサウスを巡る競争の激化、DX・GX の進展の中で、輸出・海外投資を通じて、海外市場を開拓し、日本の付加価値を最大化していくための取組が求められる中、我が国の通商政策の方向性についての通商戦略を取りまとめた。対応の大きな方向性は以下の 3 点。

1. 対応の方向性

（1）保護主義の台頭を踏まえた国際経済秩序の揺らぎへの対応

- ・ 国際経済秩序の再構築を目指して、保護主義の台頭に適応した「公正で自由なルール」を追求し、多層的な経済外交を展開していく。

主要施策例)

- Win-Win の二国間関係の積み上げ
- イシューに応じた同志国との連携・共創（AZEC での脱炭素化、G7 での経済安保連携）
- 国際経済秩序の維持・強化・再構築（CPTPP の拡大、EPA・投資協定の拡大、秩序の再構築に向けた検討、WTO の機能回復・強化）
- グローバルサウス諸国との関係強化（地域・国別戦略）
- 国際情勢に関するインテリジェンス機能の強化

（2）付加価値の最大化に向けた海外活力の取り込み

- ・ 輸出市場の確保・多角化やグローバルサウスとの共創など、日本企業の海外展開を支援

主要施策例)

- ルール・環境整備（経済外交の推進、貿易手続のデジタル化、諸外国のルール整備に向けた働きかけ、標準化、模倣品対策）
- グローバルサウス市場の獲得（マスタープラン策定・実証支援、貿易保険事業の財務基盤強化、人材育成・交流）
- サービス輸出・海外展開の政策支援の強化（欧米等との連携、コンテンツ輸出支援）
- 中堅・中小企業の輸出・海外展開支援の強化（新規輸出 1 万者支援プログラム、民間の支援ビジネス、高度外国人材採用支援、知財活用支援）
- 高度外国人材の獲得（研究者の受け入れ促進）

（3）自律性・不可欠性の確保に向けた内外一体の取組

- ・ サプライチェーンに関する同志国との協調や経済安保確保に向けた海外展開支援など、内外一体に取組を推進

主要施策例)

- 同志国間での国際協調・連携の推進と国内施策の検討（非価格基準、規制的アプローチ、人権）

- 有事の対応も含めた国際協力枠組みの拡大（多国間、二国間）
- インド太平洋を中心とした同志国との Run Faster パートナーシップの推進
- サプライチェーン強靱化や我が国不可欠性によるグローバルな社会課題の解決に資する日本企業の海外展開支援（実証支援）
- エネルギー・鉱物資源の権益確保・調達先多角化の推進（資源外交、JOGMEC、NEXI）

2. 中長期的な検討課題等

上記の対応の方向性について、今後の環境変化の中で取組の方向性が変化していくことも考えられるため、関係省庁、企業等と綿密にコミュニケーションを図り、方向性のアップデートの必要性を随時検討しながら、取組を着実に進めていく。

「2025 年版不公正貿易報告書」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（令和 7 年 6 月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

（1）第一部

第一部においては、22 ヶ国・地域の約 150 件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2025 年版では、新規案件として以下 2 件の政策・措置を指摘している。

- ① EU：日本製熱延鋼板に対する AD 調査
- ② 南アフリカ：熱延鋼板類に対する暫定セーフガード措置・対日 AD 調査

（2）第二部

第二部においては、第一部で挙げた問題点の指摘の根拠となる WTO 協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2025 年版の第二部では、以下 6 件の特集記事を記載している。

- ① 企業のサプライチェーンと人権・環境問題
- ② 過剰生産能力問題を巡る現状と対応～公平な競争条件（LPF）の確保に向けて～
- ③ 越境補助金を巡る動き
- ④ EU の外国補助金規則を巡る動向
- ⑤ WTO 上級委員会を巡る動向
- ⑥ 貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）を巡る最近の議論と日本の取組

（3）第三部

第三部においては、WTO 協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

「イノベーション小委員会中間とりまとめ～『科学とビジネスの近接化』時代のイノベーション政策～」

イノベーション小委員会（令和7年4月）

中間取りまとめの概要

科学に対して官民が巨額の資本を投下し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速している「科学とビジネスの近接化」の時代にあって、研究開発はグローバル化し、イノベーション拠点の誘致競争が世界各国で起こっている。そのような中、相対的に科学力が低迷している我が国はいかに国際競争に立ち向かうか、そのために政府、企業、大学、国立研究開発法人は何をすべきかという観点で議論を行い、提言として中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～を発表した。

ポイント

(1) 重要技術領域の特定と一気通貫支援

「科学とビジネスの近接化」による必要投資の大規模化や、ビジネスに至るまでのスピードの加速に対応するためには研究開発、ビジネス化等に関する政策を個別に講じるのではなく、有機的に連動させていくことが不可欠となる。そこで、我が国にとって戦略的に重要な技術領域を特定し、人材育成から研究開発、拠点形成、設備投資、スタートアップ支援、ルール形成等の政策を総動員して一気通貫で支援する体系を構築し、民間の投資を呼び込んでいく。

(2) 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

文科省と連携し、産学官連携の大型化・国際化やスタートアップの活性化等を通じ、大学の強いシーズや人材を、社会価値の創造に繋げ、その貢献に応じた収入を、戦略的に次の研究・教育に再投資できる柔軟な経営を目指す。また、世界で競い成長を目指す大学としての経営を可能にするため、柔軟な会計制度や大学本部の資金・裁量確保等に向けて各大学が検討すべき事項への対応方針の提示を行う。また、海外大学・企業との連携も推進する。

(3) アジア最大のスタートアップ・エコシステムの形成

エコシステムの「裾野」の拡大に加えて、「高さ」の創出と「継続」に重点を置く。また、成長資金の供給、M&Aの促進、グローバル・エコシステムの連結強化、ディープテックの成長、地域エコシステムの形成により、持続的に発展するエコシステムの本格的な形成を目指す。

(4) デジタル化・グローバル化・コーポレートガバナンスへの対応

企業では、取締役会の監督機能の向上に加え、ファイナンス、人事、DXなどの分野でグローバル水準の経営執行能力が求められるとともに、適切に企業の価値創造ストーリーを資本市場に伝えることが必要。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードの実質化に向けた社会システムの構築について改めて検討を行う。

商務流通情報分科会

「産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 とりまとめ」

(令和6年11月)

とりまとめの概要

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号。以下「物流改正法」という。)が第213回国会に提出され、国会での審議を経て令和6年4月に成立し、同年5月15日に公布された。物流改正法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号。以下「改正物流効率化法」という。)の施行に向けては、改正物流効率化法に基づく政令、省令、告示等において基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等を定める必要があるところ、令和6年6月から令和6年11月にかけて、国土交通省における交通政策審議会交通体系分科会物流部会、経済産業省における産業構造審議会商務流通情報分科会流通小委員会、農林水産省における食料・農業・農村政策審議会食料産業部会物流小委員会の合同会議にて、各種業界団体からのヒアリングやパブリックコメントを行いつつ、基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の内容について審議し、以下の内容に関する取りまとめを行った。

(1) 公布の日から1年以内に施行される規定関係

- ① 基本方針について
- ② 荷主・物流事業者等の判断基準等について
- ③ 荷主等の取組状況に関する調査・公表について
- ④ 「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法について
- ⑤ 物流に関係する事業者等の責務について

(2) 公布の日から2年以内に施行される規定関係

- ① 特定事業者の指定基準等について
- ② 中長期計画・定期報告の記載事項について
- ③ 物流統括管理者(CLO)の業務内容について
- ④ 荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表について
- ⑤ その他

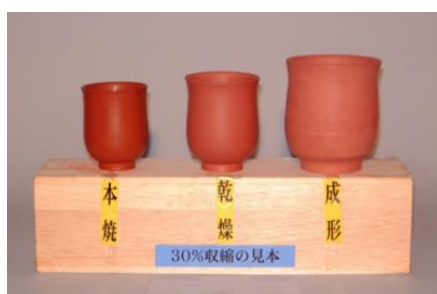
「伝統的工芸品の指定に係る答申について」 伝統的工芸品指定小委員会（令和6年8月）

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「佐渡無名異焼（さどむみょういやき）」及び「いずみガラス」を追加することについて了承した。

（１）「佐渡無名異焼」（佐渡無名異焼の会）

江戸時代に技法が確立した焼き物。無名異土と呼ばれる鉱山の坑内から産出される酸化鉄を含んだ赤土の粘土を使って焼成したもので、他の陶土より粒子が細かく、収縮率が高いことが特徴。成型から乾燥まで約3割も収縮し非常に固く焼き締まるため、成形に高い技術が必要。現在も伝統的な技法が継承されており、11事業者、26名の従事者がいる。

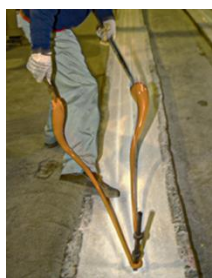


焼成により収縮する様子



（２）「いずみガラス」（日本人造真珠硝子細貨工業組合）

「いずみガラス」とは、19世紀後半に技術が伝来し、20世紀初頭に技法が確立したガラス製品製造技術である。軟質ガラスが素材のため融点が低く、灯油ランプによるランプワークでの製造が特徴で、温度の調整幅が広いことから豊富なカラーバリエーションを実現できることが特徴。ガラスを巻き取って成形するため、職人の技術が問われる。現在も伝統的な技法が継承されており、82名の従事者がいる。



アミ目細工

本工芸品の指定により、伝統的工芸品は243品目となった。

「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」

化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ（令和 7 年 6 月）

報告書の概要

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ（※）では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下、「平成 29 年改正化審法」という。）の全面施行から 5 年を経過したことを受け、平成 29 年改正化審法に係る施行状況等について点検・評価を行うとともに、化学物質管理に関する昨今の国内外の状況を踏まえた検討課題を整理し、その対応について議論を行った。

※厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会との合同開催。

（１）平成 29 年改正化審法の施行状況等について

平成 29 年改正化審法では、新規化学物質の審査特例制度における全国数量上限値を「製造・輸入数量」から製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量ベース」に変更し、また、一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものを「特定一般化学物質」とし事業者に必要な取扱いを求める所用の措置を創設した。

いずれの改正事項及び付帯決議で指摘された事項について、おおむね順調に施行されていると評価された。

（２）主な検討課題について

現行制度の効率化・高度化に関しては、リスク評価の更なる効率化・実効性の向上のための更なる取組について議論を行った。また、循環経済への対応が進む中、将来的なリサイクルを見据えた安全性の確保のための取組を進めることが重要であり、化学物質管理の観点でも、資源循環を想定した施策を検討することが必要との考え方に基づき、課題の分析をした上で、運用改善の検討の必要性について提案がなされた。

その他、「化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals）」の考え方に基づく「より安全な代替の開発」を促進するための制度的なインセンティブの検討についても提案がなされた。

「経済産業政策新機軸部会第4次中間整理」

経済産業政策新機軸部会（令和7年6月）

中間整理の概要

- 令和3年以来、「経済産業政策の新機軸」として、官が主導する伝統的産業政策でも、官が民を邪魔しないことに徹する新自由主義的政策でもない、社会・経済課題解決に向けて、官も民も一歩前に出て、あらゆる政策を総動員するアプローチで産業政策を強化する姿勢に転換。
- 具体的には、①「ミッション志向の産業政策（8分野）」と「社会基盤（OS）の組換え（4分野）」という枠組みの下で、少なくとも5～10年といった中長期的に継続させ、②大規模・長期・計画的に、予算・税制・規制・標準化等のあらゆる政策を総動員することで、「国内投資の拡大、イノベーションの加速、国民の所得向上」の3つの好循環を実現すべく検討を進めてきた。令和3年11月以来、計28回の部会を開催し、令和7年6月には第4次中間整理をとりまとめた。
- 第4次中間整理においては、まず、国内投資と賃金において、国内外の社会的マクロ環境の変化・政府の積極的な産業政策の効果もあいまって「潮目の変化」が起きており、昨年を上回る水準で継続していることを指摘。他方で、足下、生産・消費が継続的に上向いているわけではなく、さらに、米国関税措置が日本及び世界経済、ひいては国際秩序に構造的な変化をもたらす可能性があり、継続的に上向く成長軌道に到達できるか否かの正念場であるという認識を示した。

そのため、足下の喫緊の課題としての物価高・人手不足や米国関税措置等に機動的に対応するとともに、中長期的に実質賃金を持続的に上昇させる上で重要な、交易条件改善に向けた高付加価値化に資する成長投資を促進していくことが必要であることを示した。

- こうした課題を乗り越え、30年続いたコストカット型の縮み思考から、賃上げと投資が牽引する成長思考に転換するためには、人口減少等を理由とした日本国内の根強い将来悲観を払拭する必要がある。日本の国民性は長期性を重視し、不確実性を回避しようとする傾向が強いことから、合理的に実現可能な明るい将来見通しを共通認識とし、企業・国民・政府にとっての予見可能性を高めることが重要であるとの考えのもと、第3次中間整理でまとめた定性的なシナリオを精緻化したシナリオ集を作成し、更にそれを経済モデルを用いて、2040年のGDP等や産業構造等について定量的な推計を、経済産業研究所（RIETI）と共同で行った。
- 推計の結果、「2040年度国内投資200兆円」という官民の国内投資目標が実現した場合、GDPは名目約1000兆円となり、賃金は足下の賃上げ水準が持続し実質+1.3%/年で上昇するという結果が得られた。また、こうした絵姿の実現に当たっては、研究開発やソフトウェア等の次世代型投資が拡大していくこと、下記の3つの産業構造転換が必要であることも示した。

＜3つの産業構造転換＞

- ① 製造業X（エックス）：製造業がGX・フロンティア技術による差別化や、DXやメンテナンス等のサービス化等によって高付加価値化。社会を変革する製造業へ。
- ② 情報通信・専門サービス業の成長産業化：製造業の高付加価値化、サービス業の省力化等の新需要を開拓し、他産業を上回る賃上げが可能に。
- ③ アドバンスド・エッセンシャルサービス業：省力化・デジタル化を使いこなし生産性向上、

他産業に追いつくような賃金上昇で中間層の受け皿に。

- その上で、上述の定量化の結果と足下の経済情勢を踏まえ、必要となる高付加価値化に向けた成長投資を拡大させるため、経済産業政策として特に取り組むべき政策の方向性を下記のとおり示し、主要施策案を提示した。
 - ① 新たな付加価値を生む成長投資促進のための構造改革
 - ② 物価高・人手不足下でも持続的に成長できる地方経済・産業
 - ③ 成長投資を実現する経済基盤（エネルギー、通商等）の強化
- さらに、8つのミッションと4つのOSそれぞれについて、①第2次中間整理で設定した長期的目標、②第3次中間整理以降取り組んできた施策の進捗状況、③今後検討が必要となる施策を提示した。

「事業再構築小委員会報告書－早期での事業再生の円滑化に向けて－」

事業再構築小委員会（令和7年2月）

報告書の概要

令和6年6月に、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の下に、「事業再構築小委員会」を設置し、小委員会を6回開催、令和7年2月に、報告書を取りまとめた。

本報告書では、日本企業の債務残高や倒産件数が増加する中、事業者が早期での事業再生に取り組める制度基盤を整備する観点から、金融債権者の多数決と裁判所の認可により、金融債務の整理を可能とする法制的整備に向けた検討を取りまとめた。

（１）第１部 総論（早期での事業再生を図るための事業者の債務整理の重要性）

第１部では、日本企業の債務残高や倒産件数の増加といった事業再生に係る経済動向について触れた上で、現行の事業再生に係る制度として、民事再生法等の法的整理手続と事業再生 ADR 等の私的整理手続、それぞれの概要とその課題を比較した。また、ドイツやフランス、イギリスにおいて、倒産処理手続とは別個の倒産前手続として存在する、全ての貸し手の同意を必要とせず、裁判所の認可の下で多数決により特定の債権の権利変更を行う制度の状況についてまとめた。

その上で、新たな制度の方向性として、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な第三者機関（指定法人）と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、（直接の商取引に影響しない）金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うことができる制度の概要を示した上で、制度の正当性及び既存の制度との関係を踏まえた制度の位置付けについて取りまとめた。

（２）第２部 各論（新たな制度の方向性）

第２部では、第１部で示された新たな制度について、以下の個別論点について整理した。

- ① 対象事業者
- ② 対象債権
- ③ 新たな制度の利用要件
- ④ 一時停止
- ⑤ 対象債権者集会における決議
- ⑥ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可手続
- ⑦ 指定法人
- ⑧ その他

「価値創造経営小委員会中間報告～企業の成長戦略を中心とする社会システム・政策体系の構築に向けて～」

価値創造経営小委員会（令和7年5月）

中間報告の概要

産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の下に、「価値創造経営小委員会」を設置し、令和7年2月から小委員会を4回開催、「企業の成長戦略を中心とする社会システム」の構築に向けて、企業の成長戦略の構築・実行の支障となる社会システムの課題とその解決のための政策検討の方向性を議論し、同年5月に中間報告をとりまとめた。

- コストカット型経済から賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を目指す中で、日本企業^{※1}の多くが成長戦略を実行できない背景には、企業自身の努力はもとより、企業のリスクテイクを阻む様々な問題が、社会システムの中に存在しているのではないかという問題意識の下、企業がリスクをとって持続的な成長を目指していく「攻めの経営」、すなわち、中長期目線の成長戦略によって成長期待を集め、事業ポートフォリオを最適化した上で、積極的な成長投資を実践する経営に踏み出せるよう、「企業の成長戦略を中心とする社会システム^{※2}」を構築していくための課題について整理した。

※1 本小委員会では主に上場企業を想定

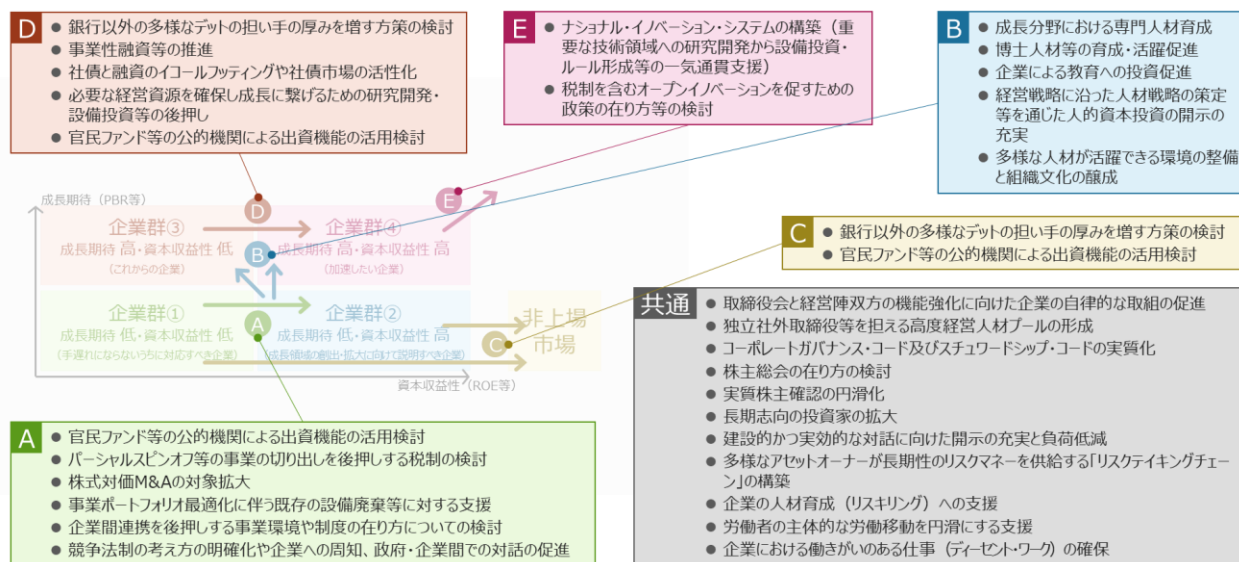
※2 「企業の成長戦略を中心とする社会システム」とは、資本・金融市場や労働市場、政府（政策体系）が、企業の成長戦略の実行を後押しするようデザインされ、企業が生み出す付加価値が、従業員や経営陣、株主といった価値創造に貢献した主体に適切に還元されることで、企業が持続的に価値創造できる社会システム

- 「企業の成長戦略を中心とする社会システム」の実現に向けた「政策検討の方向性」を整理するにあたり、資本収益性（ROE、ROIC等）と成長期待（PBR、PER等）の2軸で上場企業全体を企業群①～④の4つの象限に分類した上で、企業が資本収益性や成長期待のより高いポジションへ移行しようとする際に優先順位が高いと思われる有効な企業の打ち手と、その打ち手の実行の支障となる社会システムの課題を「価値創造マップ」として整理した（図1）。
- 具体的には、全経路共通の課題として、コーポレートガバナンスの実質化、企業と投資家の価値協創関係の構築に向けた株主還元・株主総会・議決権行使・開示、長期性のリスクマネーを供給するアセットオーナーの多様化等を取り上げた。また各企業群が成長に向かう経路として、例えば、企業群①（成長期待低・資本収益性低）から企業群②（成長期待低・資本収益性高）への移行においては、コア・コンピタンスを起点とした既存事業の収益力強化や事業・資産の組み替え等の構造改革等が優先順位の高い打ち手となり、その際に、事業再編手法の多様化や企業間連携の迅速化等が課題となる。また、企業群③（成長期待高・資本収益性低）が企業群④（成長期待高・資本収益性高）へと成長し、さらには、企業群④（成長期待高・資本収益性高）が更なる成長を続けるには、成長投資を継続・加速させ、株主還元を優先させることが有効な打ち手となり、大規模かつリスクの高い投資等の資金調達や、大学・スタートアップと連携した研究開発等が課題となる。
- その上で、「打ち手の実行の支障となる社会システムの課題」を解決するための政策検討の方向性（図2）を整理するとともに、本小委員会や関連する審議会や研究会等において、「企業の成長戦略を中心とする社会システム」を構築する上で必要な施策の検討を進めていく方針を示した。

図1 価値創造マップ



図2 政策検討の方向性



経営力向上部会

『中小企業等の経営強化に関する基本方針』の改正案に係る答申について

経営力向上部会（令和 7 年 4 月）

答申の概要

100 億企業の創出を促進するために実施された中小企業経営強化税制の改正を踏まえ、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき「中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」（令和 3 年厚生労働省経済産業省告示第 1 号）の改正案に関して、大臣が産業構造審議会経営力向上部会に対して意見を求め、了承する旨の答申があった。

基本方針の改正内容は下記のとおり。

今般、100 億企業の創出を促進するため、中小企業経営強化税制の改正が実施された。改正後の中小企業経営強化税制では、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加されるとともに、賃上げ率に応じて、建物の特別償却が 15%（上乗せ要件を達成した場合は 25%）又は法人税等税額控除が 1 %（上乗せ要件を達成した場合は 2 %）となる。一方、税制の適用にあたり、売上高 100 億円超の達成に向けたロードマップ作成等が要件として加えられる。このため、「基本方針」においては、新たに売上高 100 億円達成までの目標期間についての規定を設けることとする。

具体的な「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の条文の改正としては、第 4 の 2 三に次のように付け加える。

売上高が百億円を超えるまでの目標期間

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。